

第VI章 整備活用

第Ⅵ章 整備活用

1. 整備活用の基本方針

史跡の整備と活用にあたっては、史跡の本質的価値を有する諸要素の保存を最優先とするが、来年度以降に設置予定の史跡整備活用検討委員会による検討結果に基づき、適切な維持管理と活用を図る。

①現状保存の原則

整備と活用にあたっては、史跡の価値を損なうことのないよう現状での保存を原則とする。

②史跡の価値の顕在化

発掘調査・史料調査等の調査成果に基づき、史跡の価値の顕在化を図るとともに、来訪者が遺跡の文化的価値を理解し易いような整備・活用を目指す。

③整備計画の策定

モニタリング等による遺構の保存状況の把握に努め、整備活用検討委員会の指導により整備活用の計画を策定し、整備の実施に際しては計画に基づき進めるものとする。

④適切な整備の実施

史跡によって保存状況が異なるため、遺構等の状態に合わせた整備・活用方法を検討する。また、緊急の保護措置が必要な遺構には、整備に対する順位付けや応急での対応も検討する。なお、内部の機械類は建造物と一体のものとしての保存を図る。

⑤関係者による連携

史跡及び周辺環境に付随する様々な機能の取扱いについて、関係機関との連携を進め、史跡の保存とその他の機能との調和に努める。また、史跡の良好な状態を継続的に維持するため、地域住民を中心とした整備活用を目指すものとする。

⑥効果的な活用

史跡の価値に対する理解を深めるため積極的な活用を進めるとともに、本質的価値を損なうことのないよう活用計画を策定する。

⑦公開への安全対策

公開する範囲や公開方法を慎重に検討するとともに、来訪者の安全にも配慮する。

⑧周辺環境との調和

史跡指定範囲のみならず、周辺環境の景観との調和にも配慮し、関係法令との調整を図る。

2. 整備に向けて

史跡の整備にあたっては、史跡の保存状況の把握及び保存措置後の効果を確認するためのモニタリングを実施し、それらのデータに基づき整備活用基本計画及び整備実施計画を策定する。また、整備後の遺構の状態について経過観察を実施し、保存措置の効果と計画の進め方を検証するものとする。

整備の実施にあたっては、史跡の本質的価値を維持するため現状保存を原則とするが、周囲の景観との調和にも配慮し整備の方向性を検討する。

なお、整備は活用も視野に入れ検討するものとし、来訪者の理解向上と安全面にも配慮しながら、公開による本質的価値が損なわれることのないよう整備と活用を進める。

(1) 整備を検討するための調査等

① 既存調査成果の整理

史跡の位置や自然的・社会的環境、産業遺産システム上での位置づけなど、文化的価値や歴史的経過などを確認する。

② 歴史的変遷と現況の調査

ア. 遺構の分布と配置について、これまでの成果を整理する。

イ. 分類の仕方やまとめ方などをあらかじめ検討する。

- ・観察が必要な箇所の抽出
- ・材質別の破損要素の確認
- ・改造や修復履歴の確認

ウ. 現状把握のための実測図を作成し、保存状況を分析する。

エ. 既存調査や記録資料等を基に、地下遺構の位置や遺存状況の把握に努める。

③ 整備方針の検討

ア. 全体方針及び個別方針の検討

- ・保存すべき年代の検討
- ・活用方法と活用にとまなう安全対策の検討

イ. 検討の進め方

- ・全体及び各地区の現状と課題の整理
- ・保存管理計画の検討
- ・実施工程の策定

④ モニタリングによる状況把握

ア. 建造物等の現状を確認するための調査

イ. 気象条件など周辺環境の調査

ウ. 整備のための観察（試験施工・調査工事など）

- ・コンクリートのコア採取

- ・鉄材サンプルの経過観察
 - ・塗料の経過観察など
- エ. 災害に対応するための観察
- ・耐震診断など

(2) 整備方法の検討

① 保存と修復方法の検討

- ア. 計画的措置
- ・地上遺構の新設時の情報確認
 - ・劣化状況の確認及び保存対策の検討
 - ・構造解析に伴う補強対策の検討
 - ・公開活用に伴う附帯設備等の検討
- イ. 応急的措置
- ・破損や劣化に対する応急の保護措置の検討

② 計画の検討と策定

- ア. 地区ごとの具体的計画の策定
- イ. 体制を含めた維持管理システム構想の検討

③ 保存活用の全体計画に対する位置付けの確認

- ア. 全体構想における位置付けの確認
- イ. 事業効果の検証

(3) 整備に向けて

佐渡金銀山遺跡は、広範囲に分布するとともに遺跡の性格や構成する材料が異なることから、各々に整備方法を定めるものとする。

なお、整備を実施する際には、全ての史跡について次の事項を優先的に進める。

○地下遺構は現状保存とするが、崩落の危険性のある坑道等に対しては、補強工事による遺構保護も検討する。

○地上遺構で、後年の改変が著しいものに対しては、原状への復旧を検討する。

○木・鉄材、RC素材による地上遺構に対し、保存のため必要な場合には補強工事を実施する。

○木・石・鉄材、RC素材による地上遺構に対し、必要な場合には、保存科学処理等の保存措置を図る。

○活用に資するため案内・説明板及び道標、解説施設を設置するが、併せてデザインの統一化を図る。

○各史跡が有機的な価値をもつため、総体的理解が得られるよう動線の整備を進め、さらにはガイダンス施設を設置する。

○定期的な点検と維持管理を実施する。

また、史跡整備の方向性及び想定される整備の具体例は次のとおりである。

① 鶴子銀山跡

■整備の方向性

- ・指定地内に分布する遺跡の保存、及び古道の顕在化と周辺の歴史的環境の保存を図る。

■整備の具体例

- ・主要な間歩、露頭掘り跡の保存
- ・鶴子道など古道の修復
- ・説明板の設置
- ・便益施設（ベンチ、便所）の整備
- ・安全上の施設（間歩への転落防止柵、階段）の整備
- ・人工林の保全

② 佐渡奉行所跡

■整備の方向性

- ・復元建物の御役所は、伝統的な和建築技法による修復を図る。
- ・史跡周辺の斜面については、防災上の土地の維持と景観配慮の観点から、町並みと一体となった周辺環境の保全を図る。

■整備の具体例

- ・御役所の庇部分や漆喰壁の補修
- ・周辺の擁壁等防災施設の周辺遺構に調和した材料・工法等による修景
- ・京町通りなど町並み保全事業と連携した動線整備

③ 道遊の割戸

■整備の方向性

- ・史跡を代表する遺構であり、地下遺構並びに地上遺構共に現状保存に努める。
- ・落石等で危険な箇所については、史跡保存及び防災の観点から整備を進める。

■整備の具体例

- ・地上遺構（露頭掘り跡、間歩跡）の保存措置
- ・地下遺構（坑道岩盤）の保存措置
- ・史跡指定外（隣接地）斜面の崩落防止工事

④ 宗太夫間歩

■整備の方向性

- ・公開する唯一の近世坑道として、価値の顕在化と活用の促進を図る。

■整備の具体例

- ・史跡指定地外を含む展示施設の維持管理

⑤ 大久保長安逆修塔

■整備の方向性

- ・保存状況調査を実施し保存に必要な処置を施す。
- ・周囲の史跡等との一体的な保存と活用を検討する。

■整備の具体例

- ・石材の補修及び保存処理
- ・史跡河村彦左衛門供養塔との一体的な説明施設の設置

⑥ 河村彦左衛門供養塔

■整備の方向性

- ・保存状況調査を実施し保存に必要な処置を施す。
- ・周囲の史跡等との一体的な保存と活用を検討する。

■整備の具体例

- ・石材の保存処理
- ・史跡大久保長安逆修塔との一体的な説明施設の設置
- ・史跡に至る石段の修理

⑦ 南沢疎水道

■整備の方向性

- ・遺構の保存状況の把握と適切な管理を図る。

■整備の具体例

- ・コンクリート補修箇所、電気配線施設などの修繕
- ・入口石段への手摺り等の設置

⑧ 鐘楼

■整備の方向性

- ・木造部分は伝統的な和建築技法により修復を図る。
- ・後年の改変で歴史的な判断が認められない箇所は原状への復旧を検討する。
- ・市街地内に所在することから周辺環境と一体となった保全を図る。

■整備の具体例

- ・京町通りなど町並み保全事業と連携した動線整備
- ・防腐薬剤等の塗布など定期的な維持管理

⑨ 吹上海岸石切場跡

■整備の方向性

- ・史跡だけでなく、名勝としての価値保存にも配慮した整備に努める。
- ・活用にあたっては、他の近世史跡や鎮目奉行墓（県史跡）との連携を図る。

■整備の具体例

- ・矢穴跡など代表的遺構の保存処理
- ・説明板の設置
- ・進入階段や駐車場など既存便益施設（指定地外）の維持管理

⑩ 片辺・鹿野浦海岸石切場跡

■整備の方向性

- ・史跡だけでなく、名勝としての価値保存にも配慮した整備に努める。
- ・活用にあたっては、ジオパーク事業との連携を図る。

■整備の具体例

- ・説明板の設置（ジオパークと連携）

⑪ 大立地区

■整備の方向性

- ・史跡と近世間歩群跡（指定地外）を一体とした整備を目指す。
- ・史跡と内部の機械類は一体のものとして整備を進める。
- ・県道に隣接することから、岩盤崩落防止への対応など安全面に配慮する。

■整備の具体例

- ・鉄材構造物（竪坑櫓及びチップラー等）の修復
- ・R C材構造物（竪坑捲揚室内壁面並びに天井部）の修復
- ・石造遺構（竪坑捲揚室入口等）の保存処理
- ・竪坑捲揚室内階段への進入防止柵設置
- ・通路の修繕及び転落防止柵の設置
- ・周辺の主要な間歩跡の保存処理
- ・周辺地盤の整備（史跡南側駐車場）

⑫ 高任・間ノ山地区

■整備の方向性

- ・構造物として残存する坑道等の地下遺構、建造物等の地上遺構の保存を図る。
- ・地下に遺存する軌道等の地下遺構の保存を図る。
- ・内部の機械類は史跡と一体のものとして整備を進める。
- ・高任地区と間ノ山地区を連携した公開活用を図る。
- ・既存の便益施設等の整備にあたっては、史跡への景観保全に配慮する。
- ・史跡に隣接する近代遺構の保存に努める。

■整備の具体例

- ・R C材構造物（搗鉦場、貯鉦舎等）、鉄骨造建造物（粗碎場、分析所等）の修復
- ・石造遺構（石垣、坑道入口部分、アーチ橋等）の修復及び保存処理
- ・高任公園内の軌道の保存処理
- ・道遊坑、高任坑の軌道の復元
- ・神明トンネル、諏訪隧道の修復及び軌道の復元
- ・高任から間ノ山に至る動線整備
- ・旧事務所棟の修復
- ・既設の休憩、便益施設（四阿、便所等）の修景

- ・道路施設の修景
- ・軌道、台座（指定地外）の修復及び復元

⑬ 北沢地区

■整備の方向性

- ・地下遺構並びにR C構造物、煉瓦建造物等の地上遺構の保存を図る。
- ・近代遺跡のシステムが理解できるガイダンス施設の設置を目指す。
- ・史跡内及び史跡周辺の景観保全に努める。

■整備の具体例

- ・R C材構造物（旧青化・浮選鉱場、シックナー等）の修復
- ・R C材構造物（浮遊選鉱場跡、キューポラ）の保存処理
- ・煉瓦造建造物（火力発電所発電機室棟）の修復
- ・木造建造物（旧鉱山事務所）の修復
- ・石造遺構（濁川護岸）の修復及び保存処理
- ・遺構の復元（橋）
- ・斜面の修繕（シックナー側）
- ・ガイダンス施設（相川郷土博物館）展示のリニューアル
- ・仮設照明器具の撤去
- ・教育施設（技能伝承館、博物館収蔵庫、名誉町民記念館等）の修景
- ・道路施設（ガードレール）の修景

⑭ 戸地地区

■整備の方向性

- ・地下遺構並びに建造物、石垣の保存を図る。
- ・内部の機械類は史跡と一体のものとして整備を進める。

■整備の具体例

- ・木造建造物（発電所棟）の修復
- ・石造遺構（石垣）の修復及び保存処理

指定予定地の整備の方向性

大間地区は未指定地であることから、追加指定された後に整備を行うこととなるが、あらかじめその方向性について定めておくものとする。

■整備の方向性

- ・埋立地の地下遺構の保存を図る。
- ・R C構造物、木造及び煉瓦建造物、鉄材構造物等地上遺構の保存を図る。
- ・史跡周辺の景観保全に努める。

■整備の具体例

- ・鉄構造物（トラス橋）の移転保管、レプリカ資料の設置を目指す。

- ・タタキ護岸の修復及び復元
- ・RC構造物（クレーン台座、ローダー橋脚）の保存処理
- ・木造建造物（鉱石倉庫等）、煉瓦建造物（煉瓦倉庫）の修復
- ・石造構造物（護岸の石垣等）の復元
- ・景観阻害要素の除却または周辺景観の修景

3. 活用に向けて

史跡は、公開と活用を積極的に進めるが、その際には第V章「保存管理」の内容を踏まえ、整備活用委員会による指導と整備活用計画に基づき実施する。

現在公開・活用している史跡は、佐渡奉行所跡など指定箇所の一部であるが、今後は、未公開など活用の進んでいない史跡についても、地域住民、行政・学校教育関係者等が協働で活用策を検討する。

史跡佐渡金銀山遺跡は、中世から近現代に至る鉱業技術の変遷を中心に、日本の鉱山が歩んできた足跡を辿りながら、新たな価値や魅力を発見することのできる文化資源である。この価値を周知化するため、地域への情報提供に加え、シンポジウム開催などを通じて国内外への情報発信を行い、多くの人々が史跡に触れられる機会を増やすよう積極的な広報活動を行う。

また、佐渡金銀山遺跡は、文化資源であるとともに地域の教育資源及び観光資源であり、公開と活用が歴史文化の啓発や観光等の産業振興につながり、さらには地域の誇りとして継承されるよう活用事業を実施する。

活用の方策

① 史跡の活用

史跡は地域の教育資産であり観光資源でもあることから、保存管理と公開が歴史文化の啓発と観光産業等の振興につながり、史跡が地域の誇りとして継承されるよう活用計画を策定する。

② 情報発信

活用の推進にあたっては、史跡に対する正しい理解と認知度の向上が重要であり、インターネット等を利用した情報の発信や解説パンフレット等の作成を進める。また、講演会やシンポジウム等による調査成果の公表も積極的に行う。

③ 啓発活動及び公開施設の設置

史跡の特性である中近世から近代までの歴史的変遷が理解されるよう、テーマ別の散策ルートを設定する等、文化財としての価値を有効に活用する。

また、史跡の本質的価値が周知されるよう積極的な公開を進めるものとし、史跡の

価値を理解するための調査研究・学習・展示機能等を有するガイダンス施設の整備、広範囲に亘る史跡の情報発信を目的とするビジターセンターの設置を検討する。

④ 関連文化財とのネットワーク化

史跡と佐渡市域あるいは他地域における史跡等との文化財ネットワークの構築は、文化財が保有する魅力と地域の回遊性を向上させるものである。

関係機関等との連携によるテーマや交通手段に応じた見学ルートの設定は、文化財の理解度を相乗的に深めることにもつながるため、史跡を中心とした公開ネットワークの形成を図る。

また、佐渡が世界認定を目指すジオパークとは情報発信などで連携し、史跡とジオパークとの相乗的価値を高める。

⑤ 活用に向けた体制整備

佐渡市及び新潟県佐渡地域振興局等関連する行政機関の役割の明確化を図り、連携体制を強化する。また、行政機関と民間組織との連携を図るため、共通の認識と目的を持ち協働で事業が進められる体制を構築する。